

## 鳥取県告示第172号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年3月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安達 聡子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市両三柳3904-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くために、児童の心身ともに健やかな発達を援助する事業を行い、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。